

◇ 令和3年第2回藤里町議会定例会において条例案が可決！！

義務教育学校の開校に向け、去る6月8日の令和3年第2回藤里町議会定例会において、議案第62号「藤里町立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、議員の皆様にご審議していただいた結果可決され、校名が正式に決定いたしました。

このことから、令和5年4月1日より

学校名は 「藤里町立藤里小学校」・「藤里町立藤里中学校」 から



新たに「**藤里町立 義務教育学校 藤里学園**」となります。

「義務教育学校」・・・小・中学校の9年間の義務教育を一貫して行う学校である。

「藤里学園」・・・学園は複数の学校の集合体としての総称であり、小中一貫の学校である義務教育学校にはふさわしく、また、将来的に幼保連携施設も含めた教育エリアの主幹をなす施設である。

今後、町民の皆様方や町出身者、町にゆかりのある方から、校章デザインを募集するとともに、校歌の作成も行っていくこととなります。また閉校式・開校式を行うにあたりまして、町民の皆様方からのご協力なくしては実現できないものでございます。このように、様々な学校行事等においても、お力添えをいただきながら通学する児童生徒たちが、藤里学園に夢や希望、誇りを持つことができるよう、郷土の特色を生かし、地域に根ざした「藤里町の学校教育」の実現に向け邁進して参りたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

◇令和3年度藤里町立義務教育学校藤里学園の工事内容として

○増築部分 (1F)：正面玄関

○改修部分 (1～3F)：高学年棟、管理棟 (約半分)

※7月末までに着手予定

連絡先：藤里町教育委員会

Tel79-1327

【参考】

○学校教育法

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

○義務教育学校とは・・・

2016年度に文部科学省主導で新設された学校教育制度で、小学校から中学校まで9年間の義務教育を一貫して行う学校のことです。

今後、町民の皆様方や藤里町にゆかりのある方から、校章デザインを募集する予定となっております。並行して校歌の作成準備や、また閉校式・開校式においても、町民の皆様方からのご協力なくしては実現できないものでございますことから、その際には是非ともお力添えの程宜しくお願いいたします。